

住宅ローン控除チェックリスト



- 全ての項目について、チェックが当てはまる場合のみ住宅ローン控除を受けることができます。
- 住宅取得資金を自分の親または祖父母から贈与を受けた場合は、贈与税の申告が必要になります。非課税枠の特例などがありますが、申告をしなければそれらの特例を受けられません。詳しくはお問い合わせください。

建物		チェック
床面積	購入、もしくは増改築した住宅の床面積が、登記簿上で50㎡以上である。さらにその2分の1以上の部分が居住用になっている。	<input type="checkbox"/>
中古住宅の場合	中古住宅を購入した場合、マンションなどの耐火建築物（※耐火建築物・・・火災が発生しても、崩落したり炎上したりしない性能を有する建築物）は、その取得の日以前25年以内、木造など耐火建築物以外は20年以内に建築されたもの。	<input type="checkbox"/>
人		チェック
入居条件	マイホームを購入、増改築してから、6カ月以内に入居し、その年の年末まで引き続き居住している。	<input type="checkbox"/>
取得方法	配偶者や、生計を一にする親族などから買った住宅ではない。	<input type="checkbox"/>
年収	控除を受ける年の合計所得金額が3000万円以下。	<input type="checkbox"/>
ローン		チェック
借入先	親族や友人などからの融資ではない。	<input type="checkbox"/>
返済期間	住宅の取得や、増改築のために受けた融資は、返済期間が10年以上だ。	<input type="checkbox"/>
利率	勤務先などから住居取得のために受けた融資で、年利が1%未満のものや、利子補給金の支給を受けていて、実質的に金利負担が1%未満のローンではない。	<input type="checkbox"/>
その他		チェック
特例	入居前後2年以内に「居住用財産譲渡に係る3000万円の特別控除」など「税の特例」を受けていない。	<input type="checkbox"/>



 税理士法人 **みらい**

042-422-7440

東京都西東京市ひばりが丘北3-3-30
エクレールひばり2F

■WEB tax-mirai.or.jp ■MAIL info@tax-mirai.or.jp